税務トピックス

令和８年 11 月９日発行
第１０１号
発行者：佐々木英子
税理士事務所

2026
11



朝晩の冷え込みが一段と厳しくなり、冬の訪れを感じる季節となりましたが、
そろそろ「年末調整」の関係書類がお手元に届いた頃かと思います。
そこで今回は年末調整に関する税制改正について説明します。

『年末調整』とは？

1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）に給与から源泉徴収された所得税の合計額と、本来納めるべき正しい年税額を比較し、その過不足を精算する手続きです。

令和８年度税制改正の概要

税制改正により、基礎控除・給与所得控除等の見直しが行われました。

【主な改正内容】

①基礎控除の引上げ

合計所得金額 令和８・９年分における 収入が給与だけの場合の収入金額（注3）	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後（注1）		改正前（注1）	
	令和８・９年分	令和 10 年分以後	令和８年分	令和９年分以後
132 万円以下 （206 万円以下）	104 万円（注2）	99 万円（注2）	95 万円（注2）	58 万円
132 万円超　336 万円以下 （206 万円超　475 万 1,999 円以下）		62 万円	88 万円（注2）	
336 万円超　489 万円以下 （475 万 1,999 円超　665 万 5,556 円以下）			68 万円（注2）	
489 万円超　655 万円以下 （665 万 5,556 円超　850 万円以下）	67 万円（注2）		63 万円（注2）	
655 万円超　2,350 万円以下 （850 万円超　2,545 万円以下）	62 万円		58 万円	

（出典：国税庁「『令和８年分　年末調整のしかた』Ⅰ　昨年と比べて変わった点(基礎控除の引上げ等)」）

②給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除について、最低保障額が 65 万円➡74 万円に引き上げられました。

③扶養親族等の所得要件の改正

扶養親族等の区分	所得要件（注1）（令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注2））	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下 （136 万円以下）	58 万円以下 （123 万円以下）
特定親族	62 万円超　123 万円以下 （136 万円超　197 万円以下）	58 万円超　123 万円以下 （123 万円超　188 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超　133 万円以下 （136 万円超　207 万円以下）	58 万円超　133 万円以下 （123 万円超　201 万 5,999 円以下）
勤労学生	89 万円以下 （163 万円以下）	85 万円以下 （150 万円以下）

（出典：国税庁「『令和 8 年分　年末調整のしかた』Ⅰ　昨年と比べて変わった点(基礎控除の引上げ等)」）

④年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

令和 8.9 年分は 23 歳未満の扶養親族を有する場合、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の上限が 4 万円➡6 万円に引き上げられます。なお、生命保険料控除全体の適用限度額 12 万円に変更はありません。

原則として令和 8 年 12 月 1 日施行、令和 8 年分以後の所得税に適用されます。詳しい内容については、国税庁ホームページや令和 8 年分の「年末調整のしかた」等の冊子でご確認ください。



令和 8 年分　年末調整のしかた｜国税庁



年末調整関係申告書の主な確認ポイント

- ☑「基礎控除兼配偶者控除等兼所得金額調整控除申告書」
  ➡本人および配偶者の合計所得金額計算において、改定後の給与所得控除額・基礎控除判定表を使用しているか
- ☑「扶養控除等(異動)申告書」
  ➡所得要件緩和(62 万円以下)により、新たに扶養控除対象となる親族の有無を確認し、漏れなく記載されているか
- ☑「保険料控除申告書」
  ➡23 歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料控除額(最大 6 万円)の適用誤りがないか